

新潟市学校問題対応チーム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市学校問題対応チームの設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 新潟市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「市立学校等」という。）において発生した、保護者の一方的な批判や道理に基づかない苦情・要望や重大事故、訴訟等、市立学校等だけでは解決が困難な事態に対して、市立学校等や保護者等への指導・支援を通じて当該事案の早期解決及び市立学校等の負担軽減を図るため、新潟市学校問題対応チーム（以下「対応チーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第3条 対応チームの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市立学校等だけでは解決が困難な事態の状況把握及び専門性を活かした対応策の検討
- (2) 市立学校等、保護者等への具体的な指導・支援
- (3) 問題解決に向けた市長部局の関係所属との連携及び支援・協力の要請
- (4) 告発、提訴等の危機的状況への対応
- (5) 問題解決事例の集積及び効果的な対応方法の研究ならびに市立学校等への提供及び研修の実施
- (6) その他、市立学校等で生じた問題の解決にあたり必要とされる対応

(構成)

第4条 対応チームは、教育委員会の職員で構成する。

2 対応チームには、必要に応じて、次の各号に掲げる者を含めることができる。

- (1) 市長部局の関係所属の職員
- (2) 弁護士、医師等専門的知識を有する者（以下「専門家等」という。）

(報酬)

第5条 専門家等の報酬は、別にこれを定める。

(守秘義務)

第6条 対応チームの構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(統括)

第7条 対応チームに統括を置き、教育委員会教育次長（学校教育・地域連携担当）をこれにあてる。

2 統括は、対応チームを代表し、会務を総理する。

3 統括は、必要があると認めるときは、市長部局の関係所属の職員及び専門家等に、対応チームへの参加及び協力を要請することができる。

4 統括は、事案ごとの取り扱い担当課（以下「担当課」という。）を指定する。

5 統括に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する教育委員会の職員が、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 対応チームの事務局を、教育委員会教育総務課に置く。

2 事務局長には、教育委員会教育総務課長をあてる。

(庁内調整サポート)

第9条 対応チームに庁内調整サポート担当を置き、教育委員会教育次長（学校管理・生涯学習担当）をこれにあてる。

(対応チーム全体会議)

第10条 統括は、対応チームの構成員を招集し、対応チーム全体会議（以下「全体会議」という。）を開催することができる。

2 全体会議の議長は、事務局長が務める。

(対応チーム検討部会)

第11条 統括または担当課は、事案ごとに、関係する対応チームの構成員を招集し、対応チーム検討部会（以下「検討部会」という。）を開催することができる。

2 検討部会の議長は、担当課の職員が務める。

3 統括または担当課は、必要があると認めるときは、関係者の出席ならびに意見・説明等を求めることができる。

(全体会議及び検討部会の非公開)

第12条 全体会議及び検討部会の会議は公開しない。

(議事録)

第13条 全体会議及び検討部会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録（会議の提出資料を含む。）は、公開しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、対応チームに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。